

土地売買契約書

土地の売買について売主 芦別市（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は乙に対し、甲の所有する末記表示の不動産（以下「売買物件」という。）を売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 売買物件の代金（以下「売買代金」という。）の額は、金 円とする。

（売買代金の支払）

第3条 乙は、甲に売買代金を甲の発行する納入通知書により平成 年 月 日までに支払わなければならない。

2 乙は、前項に定める支払期限までに売買代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率の割合で計算した額を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第4条 乙が売買代金を支払ったときに売買物件の所有権は乙に移転するものとする。

（売買物件の引渡し）

第5条 甲は、乙が売買代金の支払を完了したときは、直ちに売買物件をその所在する場所において乙に引き渡すものとする。

（所有権移転登記）

第6条 乙が売買代金の支払を完了した後に甲は、直ちに当該売買物件の所有権移転登記を遅滞なく所轄法務局へ登記の嘱託をするものとする。この場合の登録免許税は、乙の負担とする。

2 甲は、前項の定めによる所有権移転の登記が完了したときは、その旨を遅滞なく乙に通知するものとする。

（危険負担）

第7条 乙は、売買物件が甲の責に帰すことのできない理由によりこの契約締結のときから売買物件の引渡しの日までの間において、当該物件が滅失し、又は損傷した場合においても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（担保責任）

第8条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしがあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又はこの契約の解除をすることができない。

（公租公課の負担）

第9条 売買物件の所有権移転登記が完了した前日の当該年度の売買物件に係る公租公課

は、甲の負担とする。

(その他の費用の負担)

第10条 この契約により生じる他に定めのない費用は、乙において負担するものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(管轄裁判所)

第13条 この契約から生じる一切の法律上の訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもってこれを行うものとする。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第15条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 芦別市北1条東1丁目3番地
芦別市長 林 政 志 ⑩

乙 _____
_____ ⑩

不 動 産 の 表 示

土地

所在地番 芦別市
地 目
地 積 m²